

各 (都道府県知事
指定都市市長
中核市市長) 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「重度障害児・者に対する日常生活用具の給付等について」の
一部改正について

標記については、平成12年3月31日障第268号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「重度障害児・者に対する日常生活用具の給付等について」により実施されているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の円滑な実施及び関係市町村に対する本事業の趣旨の徹底について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別表の盲人用秤の項を削る。
- 2 別表の歩行時間延長信号機用小型送信機の項の次に次のように加える。

視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であると記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの。
-------------------------	---	--

3

別表中

文字放送デ コーダー	聴覚障害児であって、テレビの視聴に必要と認められる児童。	障害児が容易に使用し得るもの。
---------------	------------------------------	-----------------

を

聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる 児童	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害 児用番組並びにテレビ番組に字幕 及び手話通訳の映像を合成したも のを画面に出力する機能を有し、 かつ、災害時の聴覚障害児向け緊 急信号を受信するもので、聴覚障 害児が容易に使用し得るもの。
----------------------	------------------------------------	--

に改める。

- 4 別表の携帯用会話補助装置の項障害及び程度の欄中「音声言語機能障害児」を「音声機能若しくは言語機能障害児」に改める。